

平成 28 年度事業計画書

【 基本方針 】

1 本県農業を取り巻く環境

平成 27 年 9 月に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」が公布され、全国農協中央会の一般社団法人化など一連の農協改革に加え、農業委員の選出方法の変更や農地利用最適化推進委員の新設等を柱とする農業委員会制度の改正が行われ、さらには、法人の構成員要件や役員要件を緩和する農業生産法人制度の改正が行われた。

また、同年 10 月 5 日には、環太平洋パートナーシップ（T P P）協定交渉参加 12 か国が T P P 交渉閣僚会合において大筋合意に至ったことにより、政府は、T P P 対策の実施を含め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農林水産業の成長産業化に向けて一層動きを加速化させている。

一方、県においては、農業は本県の「基盤産業」との認識のもと、農林水産業を起点とする産出額 3,000 億円のさらなる拡大を目指した「新農林水産業元気再生戦略」を展開し、地域農業を支える農業経営体に対する支援や新規就農者の確保に取り組み、着実に成果をあげているが、さらなる担い手不足の進行や遊休農地の拡大に加え、T P P 対策など、本県農業を取り巻く環境は新たな厳しい局面を迎えている。

2 事業展開の基本方向

本県農業を取り巻く厳しい環境のなか、平成 28 年度の事業展開に当たっては、これら国内外の環境変化を的確に捉え、透明性と公正性に留意した事業の執行に努めることにより、担い手の確保と本県農業の生産性向上に寄与し、公益法人としての責務を果たしていく。

このため、①県をはじめ市町村、農業委員会、J A などの関係機関・団体との連携・協働を前提とし、②地域資源を活かし、農業者がその持てる力を最大限に発揮できることを基本として各事業に取り組むとともに、③相談機能やフォローアップ機能を強化することにより、生産現場と行政の中間セクターとしての特性を十分発揮していくこととする。

3 重点分野の取組方向

(1) 農業生産基盤の整備

- ア 農地中間管理機構を活用した一層の農地集積・集約化の促進
機構業務の委託先をはじめ、市町村、農業委員会、J A、土地改

良区等と一体的に事業展開を図る。その際、「人・農地プラン」の見直しなど地域における取組みを基本とし、集落営農組織の法人化や、農地中間管理事業を活用した農地基盤整備事業の実施等により一層の事業推進を図る。

イ 新たな畜産基地の形成

国の草地畜産基盤整備事業の指定事業法人として、草地や畜舎等の整備を図り、効率的・安定的な経営体を育成し、競争力の高い主産地の形成に寄与する。

(2) 担い手の育成・確保

青年就農給付金など国の制度等を活用しながら、新規就農希望者に対し、県、市町村、教育・研修機関と連携した相談・研修から就農・定着まで一貫した支援を行う。

また、多様な担い手を地域において確保するため、地域の農業者や農業団体が主体となった新規就農者等を受け入れ、支える取組みを支援する。

(3) 農業・農村における新たな価値づくり

ア 6次産業化の推進

農業を起点とした6次産業化の取組みを一元的・総合的に支援する「山形6次産業化サポートセンター」を適切に運営するとともに、「農商工連携ファンド事業」等により、農産物・農産加工品の販路拡大や農業・農村資源を活かした新事業の創出支援を行う。

イ 農産物認証制度の運用

農業生産の基盤となる環境に配慮した安全・安心な農産物の生産体制を強化するため、有機農産物や特別栽培農産物等の第三者認証機関として公平、公正な執行に努めるとともに、県の指導のもとにGAP(農業生産工程管理)を組み込んだ新たな制度の運用を図り、農業者と消費者間の一層の信頼醸成に努める。

また、昨年発生したJAS規格不適合肥料の使用問題は、消費者の信頼を揺るがしかねない問題であり、農林水産省や県の指導のもと第三者認証機関として適切に対応していく。

【 事業計画 】

1 生産基盤整備支援事業

(1) 農用地利用集積事業

当センターは、平成 26 年 4 月 1 日に農地中間管理機構として県の指定を受け、業務の一部を地域農業再生協議会等に委託し、市町村や関係機関・団体との緊密な連携のもとに農地中間管理事業を実施してきた。

3 年目となる平成 28 年度は、「人・農地プラン」の見直しなど地域における取組みを基本とし、業務委託先をはじめ市町村、農業委員会、JA、土地改良区等とのより一体的な事業展開を図り、一層の農地集積・集約化を推進する。

また、農地取得による経営規模の拡大及び経営の安定化に資するため、農地売買支援事業を実施する。

ア 農地中間管理事業

事業費 1,134,171 千円

財源内訳（県補助金等）

農地中間管理機構として、業務委託先等関係機関の協力のもとに経営規模の拡大と分散錯圃の解消に向け、貸付希望者から農地を借り受け、機構による公募に応募した農地の借受希望者に貸し付ける。

(ア) 借受農地管理等事業

事業費 966,870 千円

財源内訳（事業収入、県補助金等）

出し手農家から借り受けた農地を直ちに受け手農家に貸し付けることができない場合、出し手農家への賃借料や農地の管理経費を機構が負担する。

(イ) 農地中間管理事業等推進事業

事業費 167,301 千円

財源内訳（県補助金等）

市町村地域農業再生協議会等に対し農地の借受け・貸付けに係る調整等機構業務の一部を委託するとともに、業務委託先との連絡調整等に当たるため、県内 4 ブロックごとに農地集積地域専門員を配置する。

(ウ) 重点実施区域

本センターの事業規程に基づき、本事業の重点実施区域を別に定め、

特に農地整備事業との連携を図り、農地整備事業における農地集積・集約化の取り組みにあわせて、本事業の活用を促す。

イ 農地売買支援事業

事業費 172,684 千円

財源内訳（全国農地保有合理化協会無利子資金借入れ、県補助金等）

従来、農地保有合理化事業として実施してきた農地の買入・売渡事業を、農地中間管理機構の特例事業として実施する。

（ア）農地売買事業

事業費 147,400 千円

財源内訳（全国農地保有合理化協会無利子資金借入れ、売買手数料等）

経営規模の縮小を望む農家等から農地を買い入れて、認定農業者等の担い手に売り渡す。

事業量 農地買入 35 件（30.0ha）、農地売渡 35 件（30.0ha）

（イ）農地賃貸借事業（継続分のみ）

事業費 24,322 千円

財源内訳（事業収入）

制度廃止前から引き続き借り入れ、貸し付けている農地について、受け手農家から賃料を徴収し、出し手農家に支払う。

事業量 前払い契約 21 件（32.4ha）、年払い契約 221 件（180.3ha）

（ウ）農地中間管理事業・連携強化活動事業

事業費 962 千円

財源内訳（県補助金等）

県内 4 ブロックごとに農地中間管理事業の農地集積地域専門員 4 名を兼務配置し、農地中間管理事業の業務委託先、市町村、関係機関等との連携のもとに農地の利用集積を促進する。

○指 標：農地中間管理事業による機構の農地賃貸借件数等

項 目	H27 年度実績			H28 年度計画		
	件 数	面積(ha)	賃料等(千円)	件 数	面積(ha)	賃料等(千円)
借入分	5,035	4,674	568,700	4,800	4,050	490,050
貸付分	1,785	5,105	618,042	3,800	4,000	484,000
管理等	0	0	0	50	50	6,050

※実績は、県認可・公告済み（予定）の農用地利用配分計画による。

○指 標：機構特例事業による農地売買件数等

項 目	H26 年度実績	H27 年度実績	H28 年度計画
・ 買入件数	58 件	30 件	35 件
買入面積	47.3ha	25.5ha	30.0ha
・ 売渡件数	51 件	70 件	35 件
売渡面積	50.3ha	60.0ha	30.0ha

(2) 特定鉱害復旧事業

事業費 11,700 千円

財源内訳（特定鉱害復旧事業等基金資産及び運用益）

これまで尾花沢市、新庄市、大石田町、舟形町、大蔵村、鮭川村、大江町、飯豊町の8市町村に亜炭鉱山が確認されており、飯豊町を除く7市町村で農地陥没等の被害がみられた。

当センターは、平成13年10月13日に特定鉱害復旧事業を行う法人として経済産業大臣の指定を受け、関係市町村が行う無資力認定を受けている鉱区の特定鉱害復旧工事の実施を支援している。引き続き、市町村との連携を密にしながら迅速な被害復旧に努める。

○指 標：実施件数

区 分	H26 年度実績	H27 年度実績	H28 年度計画	備 考
発 生	尾花沢市 農地 1 件 水路 1 件 大蔵村 公共施設 1 件 大江町 農地 1 件	新庄市 水路 1 件 鮭川村 公共施設 1 件 大江町 農地 1 件	農地 5 件	
復 旧	尾花沢市 農地 2 件 新庄市 農地 1 件 大蔵村 公共施設 1 件	尾花沢市 農地 1 件 水路 1 件 鮭川村 公共施設 1 件 大江町 農地 2 件	農地 6 件	H27 年度 発生 1 件 分を含む

(3) 草地畜産基盤整備事業

事業費 223,376 千円

財源内訳（県補助金、受益者負担金）

飼料生産基盤の整備と畜舎等の生産設備の整備を一体的に進め、酪農経営の安定と担い手の確保・育成に資するため、県の指定により、当センターが事業実施主体となり、置賜地域において草地畜産基盤整備事業を次のとおり実施する。

【全体計画の概要】

- ・ 関係市町村：長井市、白鷹町、飯豊町、朝日町
- ・ 参加農家数：2 法人 3 個人
- ・ 実施期間：平成 26 年度～平成 28 年度
- ・ 総事業費：364,500 千円（うち県補助金 182,250 千円）
- ・ 受益面積：26.7ha
- ・ 整備内容：草地造成改良・草地整備改良・飼料畑造成改良 25.4ha
 施設用地造成整備 8,670 m²
 家畜保護施設整備（牛舎）1 棟
 家畜排せつ物処理施設整備（堆肥舎）1 棟
- ・ 飼養頭数：乳用牛 100 頭増（597 頭 ⇒ 697 頭）

(ア) 平成 27 年度事業実績

事業種目		施工場所	事業費 (千円)
基本施設	草地造成改良 1.0ha	飯豊町	3,400
	草地整備改良 21.9ha	白鷹町、飯豊町、朝日町	104,006
	飼料用整備改良 0.5ha	長井市	156
	施設用地造成 8,670 m ²	飯豊町	25,590
測量試験費			6,250
事務費			13,884
合計			153,286

(イ) 平成 28 年度事業計画

事業種目		施工場所	事業費 (千円)
基本施設	草地整備改良 2.0ha	飯豊町添川	3,200
	施設用地造成 1 式	飯豊町添川	26,400
利用施設	家畜保護施設整備 (牛舎) 1棟	飯豊町添川	118,200
	家畜排せつ物処理施設整備 (堆肥舎) 1棟	飯豊町添川	57,200
測量試験費			6,300
事務費			12,100
合計			223,400

2 人材育成確保支援事業

(1) 人材育成活動強化事業

県内の新規就農者は年々増加傾向にあり、農業経営や農村活動を通して、地域の活性化に貢献してきているところである。

しかしながら、農地などの農業基盤を持たない新規参入者にとっての就農へのハードルは高く、センターとしてもこのような新規就農希望者に対して、技術習得のための研修や就農に向けた相談など、それぞれの状況に応じたきめの細かい対応をとっていく必要がある。

さらに、就農後の営農サポートや地域が主体的に取り組む担い手育成活動への支援についても引き続き努めていくこととする。

特に、地域における担い手の育成は、住民が主体的に取り組むことにより「地域の活力創造」にも資すると考えられることから、市町村の取組みとともに、新規就農支援事業資産を活用したJA等の新たな取組みについても支援していくこととする。

関係機関団体等との連携を図りながら、これらの活動をさらに進め、新規就農者の確保と就農の定着に努めていく。

ア 新規就農相談活動

事業費 1,134 千円

財源内訳（県補助金、特定資産取崩収入等）

新規就農希望者に対して就農に向けた総合的な相談に応じるとともに、東京都内で開催される「新・農業人フェア」をはじめとした各種イベント等での相談活動を実施する。

イ 新規就農者確保推進活動

事業費 37,318 千円

財源内訳（県補助金）

非農家出身等で農業への関心を持っている方や就農を希望している方を対象に、農作業や農村生活の体験から本格的な実践研修までを実施し、新規就農者の育成を図る。

（ア）独立就農者育成支援研修事業

受入れ農業経営者のもとで1～2年間の実践研修を行うとともに、定期的な集合研修を実施し、就農に必要な知識と技術の修得を図る。

（イ）農業体験バスツアー

農業に関心のある方などを募って県内の農業者等を巡り、農場の視察や農作業体験、就農相談などを実施する。

（ウ）農業短期体験プログラム

県内での就農を希望する方などを対象に農業への理解を深めてもらうため、農経営者等のもとで農作業や農村生活を体験する事業を実施する。

（エ）新規就農者の活動支援と交流会の開催

農産物販売等を通じた県農業のPR活動や就農相談などを行う新規就農者組織の活動を支援するとともに、交流を図るためのフォーラムを開催する。

ウ 新規就農定着サポート事業

事業費 4,075 千円

財源内訳（県補助金）

新たに農業経営を開始した新規就農者を対象に、営農費用の一部助成と技術指導を受けることができるアドバイザーの設置に係る費用の助成を行う。

（ア）営農費用の一部助成

営農開始から5年以内で就農時45歳以上の新規就農者に対し、営農費用の一部を助成し経営の安定を図る。

（イ）定着支援アドバイザーの設置

新規就農者が、栽培技術や経営について日常的に相談をすることができるアドバイザーを設置する費用を助成する。

エ 地域で育てる担い手育成支援事業

事業費 41,421 千円

財源内訳（県補助金、新規就農支援事業資産取崩収入）

新規就農者の育成と受入れに農業者、市町村、団体等が主体的に取り組む地域の活動に対して支援し、就農促進と地域の活性化に資する。

オ 青年就農給付金推進事業

事業費 8,927 千円

財源内訳（県受託料（国庫））

青年就農給付金事業に係る給付金受給者の研修終了後の各種報告のとりまとめやデータの整理などにより、就農定着に向けフォローアップする。

○指標：主要事業の実施目標

事業名		指標	27年度実績	28年度目標
新規就農相談活動	窓口	相談件数	169件	170件
	イベント (新・農業人フェア)	相談件数 (出展回数)	74件 (4回)	75件 (4回)
独立就農者育成研修事業 (給付金型)		新規研修開始者数	13人	18人
		継続研修者数	8人	15人
独立就農者育成研修事業(雇成型)		研修開始者数	6人	4人
農業体験バスツアー		実施回数	1回	2回
		参加者数	3人	10人
農業短期体験プログラム		参加者数	72人	75人
		延べ日数	242日	240日
新規就農定着サポート事業	営農費用助成	対象者数	10人	8人
	アドバイザー設置 費用助成	対象者数	9人	8人
地域で育てる担い手育成支援事業		対象市町村数	7	7
		対象JA等団体数	10	15

< 参考 >

山形県における新規就農者数の動向（県農林水産部農政企画課）

調査年度	H23	H24	H25	H26	H27	備考
新規参入者	67人	58人	79人	97人	121人	平成31年度目標（やまがた創生総合戦略：KPI）360人
Uターン就農者	106	116	130	117	115	
新規学卒就農者	51	45	42	50	44	
合計	224	219	251	264	280	

(2) 収入減少影響緩和対策受託事業

事業費 5,820千円

財源内訳（国受託料）

平成19年度に導入された水田・畑作経営所得安定対策の目的である農業担い手の経営安定に寄与するため、収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者として農林水産省の指定を受け、収入減少影響緩和対策における対策加入者が拠出した積立金の管理、対策加入者の生産面

積の確定に伴う積立金の払戻し、補填が行われる際の対策加入者への積立金の払戻しの実施等について、引き続き適正に実施していく。

3 価値創造活動支援事業

(1) 農商工連携事業

当センターは、県産農林水産物を活用した新商品開発や地域資源を活用した新事業の創出など、農業の6次産業化を推進するため、平成21年度から「農商工連携ファンド事業」を実施してきた。平成27年度までに85件の「農商工連携事業」と20件の「農商工連携支援事業」を採択し、農林漁業者と中小企業者等との連携による新たな事業展開を支援してきた。

また、平成26年度からは、「食産業王国やまがた」の実現を目指すため、当センターに開設された「山形6次産業化サポートセンター」において、6次産業化の取組みをワンストップで支援できる体制を整えている。

今後とも、6次産業化を支援する産業支援機関等との連携強化を図りながら、センター機能の一層の充実に努めていく。

農商工連携ファンドは、独立行政法人中小企業基盤整備機構、山形県、県内金融機関及び農協等からの貸付金等約25億円の運用益によるもの。

ア 農商工連携ファンド事業

事業費 50,973千円

財源内訳（農商工連携ファンド運用益、県補助金等）

平成28年度は、やまがた農商工連携ファンドによる助成事業を一層推進するとともに、農商工連携事業に取り組む各事業者に対し、魅力ある商品づくりや販路拡大に向け指導助言できる専門家の派遣や、研修セミナーの開催等を通して、助成対象事業が直接販売売上げに結び付く（事業化が図られる）よう支援を行っていく。

(ア) 農商工連携事業（助成率2/3）

限度額 3,000千円 事業期間 3年以内

- ・輸出相手国のニーズに合わせた商品の改良、展示会への出展等の海外展開等の取組みに対する支援
- ・本県の農林水産資源を活かした着地型旅行商品の企画・開発（ニューツーリズム）に向けた取組みに対する支援

- ・ 県産農産物等を活用した新商品・新サービス・新技術の開発に対する支援

(イ) 農商工連携支援事業（助成率 10/10）

限度額 2,000 千円、事業期間 2 年以内

- ・ 農商工連携活動の取組みを支援する支援機関に対する支援

(ウ) 農商工連携推進事業

- ・ 個別相談会・説明会の開催、助成事業の普及促進

(エ) 事業化等支援事業

- ・ 事業化事例の紹介、専門家の派遣によるフォローアップ支援等の実施

○指標：事業種目別計画認定件数

区分	連 携 事 業				連携支援事業	合 計
	海外展開	ニューターリズム	商品開発	小 計		
H26 実績	2	1	1 1	1 4	4	1 8
H27 実績	3	0	1 0	1 3	5	1 8
H28 計画	1	1	1 0	1 2	2	1 4

イ 6次産業化支援体制整備事業

事業費 22,183 千円

財源内訳（県補助金）

県は、農林水産物の生産に加え、加工、流通・販売に一体的に取り組むことによって、高付加価値化と雇用の創出を図る 6 次産業化をオール山形の体制で推進し、地域経済の拡大好循環による食産業の振興を図り、「食産業王国やまがた」の実現を目指している。

このため、国の 6 次産業化ネットワーク活動交付金を活用して 6 次産業化の取組みを支援する「山形 6 次産業化サポートセンター」において、6 次産業化を促すための相談窓口としての役割や専門家の派遣による支援を行っていく。

【山形 6 次産業化サポートセンターの運営】

(ア) コーディネーターの配置

当センターに配置されたコーディネーターにより、案件の発掘、六次産業化法に基づく「総合化事業計画」の策定支援、事業実施への支

援及び事業実施後のフォローアップを行う。

(イ)「やまがた6次産業化プランナー」の派遣

多様な事業者による新商品開発やマーケティング等の取組みへの専門家によるサポートを行う。

○指標：「総合化事業計画」認定件数

区分	H26実績	H27実績	H28計画	備考(県目標)
認定件数 (累計)	9 (58)	4 (62)	8 (70)	平成28年度 累計70件

(2) 農産物認証事業

当センターは、平成13年度からJAS法(有機JAS農産物認証)に基づく登録認定機関として業務を開始したのをはじめ、平成17年度からは、県が制度管理を行う山形県特別栽培農産物認証要綱、やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要綱に基づく第三者認証機関としての指定を受け、①農業生産の環境負荷低減とその持続的発展、②県産農産物に対する消費者の信頼と共感に基づく安全・安心農産物ブランドの確立を図ることを目指した県の取組を支える農産物認証事業を展開してきた。

各認証業務の遂行にあたっては、認証件数の計画的な増加を図ってきたが、特に特別栽培農産物認証においては、水稻主力品種「つや姫」のブランディング戦略が順調に展開されていることを反映し、認証件数は「つや姫」導入前と比較して2倍近い伸び率となっている。

今後は、新農林水産業元気再生戦略の重点プロジェクトに掲げられている「環境にやさしい安全農産物生産推進プロジェクト」の推進計画に沿って、認証件数の着実な増加を図るとともに、各認証制度の信頼性を確保するため、的確かつ効果的な業務推進を図る。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催計画においては、持続可能で環境に優しい食料を使用する取組を実行することが掲げられ、国産農産物の活用推進を目指した産地、業界の動きが活発化してきている。「持続可能で環境優しい食料」であることを担保する観点から、有機JAS適合農産物、GAPの取組など、グローバルスタンダードとしての農産物認証制度が注目されており、これらの動向を踏まえた業務体制の強化が課題となっている。

ア 有機農産物認証事業

事業費 2,063 千円

財源内訳（認証手数料）

J A S 法に基づく登録認定機関として、新規認定申請に係る審査・認証業務及び既認定事業者の認定継続審査を的確に遂行する。

平成 28 年度は、有機 J A S 認証面積全国 1 位を目標に掲げた県重点プロジェクト「有機農業の取組拡大プロジェクト」の実現のため、県、農業関係団体等と連携し、新規認定申請者の確保を図る。

また、有機農産物の流通の多様化及び 6 次産業化に対応するため、平成 27 年度から有機農産物の小分け業者の認定業務を開始しており、これら認証件数の増加を目指す。

さらに、平成 25 年 8 月に改定された「山形県有機農業推進計画」及び国が策定している「有機農業の推進に関する基本的な方針」に即して有機農業を推進するため、公正、公平な業務運営に努める。

イ 特別栽培農産物認証事業

事業費 33,615 千円

財源内訳（認証手数料、認証シール交付料、県補助金）

県が制定した山形県特別栽培農産物認証要綱による第三者認証機関として、国のガイドラインに基づき生産される農産物の認証業務を行う。

特別栽培農産物認証は、県主力品種「つや姫」のブランド米としての評価確立と全国定着及び生産の拡大に寄与するとともに、法律に基づく日本型直接支払（環境保全型農業直接支援）と連携していることから、引き続き、検査員の適正確保並びに資質の向上に努め、公平、効率的な認証業務を実施する。

ウ やまがた農産物安全・安心取組認証事業

事業費 631 千円

財源内訳（認証手数料）

県と県内の集荷・生産者団体等で組織する「安全・安心ブランドやまがた産地協議会」による産地における農薬の適正使用や表示の適正化を推進する活動と連携し、全県的な農産物の信頼性を確保するため、安全性水準の高い農産物の生産、集荷・販売に関する取組の認証業務を行う。

平成 28 年度からは、山形県版・農業生産工程管理（G A P）を本制度に組み込み、産地内への普及定着を図る。また、G A P 制度については、オリンピック食材調達に向けた中心的な取組として位置付けられており、認証機関としての機能強化に向けて、関連情報の収集と検査員のスキルアップに取り組む。

○指標：認定件数・面積等

区 分	H27 年度実績	H28 年度目標	目標設定要因
有機農産物認証			認証対象の拡大(小分け業者)に伴う認証は増加。
①認定件数(件)	11	15	
②認定面積(ha)	61	70	
特別栽培農産物認証			つや姫生産者認定面積の拡大に伴う認証件数の増加。
①認証件数(件)	365	400	
②認証農家数(延人)	10,955	11,500	
③認証面積(ha)	14,161	16,000	
安全・安心取組認証			参加団体数、取組品目数は一定水準に達している。GAP導入機運の高まりによる認証件数の拡大可能性。
①認定団体数	45	45	
②参加集団数	1,365	1,380	
③参加農家数(戸)	30,421	30,500	

注) 安全・安心取組認証：平成 28 年 3 月 1 日現在

(3) 新資材等導入適応性調査受託事業

事業費 4,806 千円

財源内訳 (資材メーカー、県植物防疫協会受託料)

県内農業生産の安定と生産性の向上を図るとともに、農産物に対する消費者の信頼性を確保するために、新たに開発された肥料や農薬などの実用性や農作物への薬害等の安全性を調査し、その効率的な使用方法を普及する。

ア 新資材適応性研究調査事業

農業資材メーカーや販売事業者が開発した新資材について、県の農業試験研究機関に委託し調査検討を行い、その普及可能性について評価する。

調査件数 17 資材 (H27 年度 19 資材)

イ 新農薬展示ほ調査事業

山形県植物防疫協会(事務局 J A 全農山形)を通じて農薬メーカーから申請された新規登録農薬について、農家ほ場において展示するとともに、実用性や農作物への薬害等の安全性を調査し、県農作物病虫害防除基準等指導資料策定に資する。

調査件数 35 農薬、55 展示ほ(H27 年度:30 農薬、50 展示ほ)